

山口県子ども読書活動推進計画

第3次計画

平成26年(2014年)3月

山口県教育委員会

目 次

第1章	子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
第2章	第2次計画期間における主な取組状況	2
1	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	2
(1)	図書館法の改正	2
(2)	新学習指導要領の全面实施	2
(3)	新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大	2
2	第2次計画期間における取組・成果と課題	3
(1)	家庭における取組・成果と課題	3
(2)	地域における取組・成果と課題	4
(3)	学校における取組・成果と課題	8
第3章	子どもの読書活動推進に関する基本方針	11
1	県民総ぐるみによる読書活動の推進	11
2	読書活動を支える環境の整備	11
第4章	子どもの読書活動推進のための方策	12
1	家庭における子どもの読書活動の推進	12
○	読書活動への理解促進・情報提供	12
○	家庭での読書活動の実践	13
2	地域における子どもの読書活動の推進	13
(1)	公立図書館における推進	13
○	読書に親しむ機会の提供	13
○	図書資料の充実	14
○	司書の配置と資質の向上	14
○	学校、幼稚園・保育所、関係機関等に対する支援	14
○	民間団体に対する支援	14
○	運営の状況に関する評価等の実施	15
(2)	児童館や公民館等における推進	15
○	読み聞かせ等の読書活動の充実	15
○	子育てサークル等の取組の促進	15

3	学校等における子どもの読書活動の推進	16
(1)	幼稚園や保育所等における推進	16
○	本とふれあうきっかけづくり	16
○	職員の資質の向上	16
(2)	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における推進	17
○	読書指導の充実	17
○	学校図書館の整備・充実	18
○	司書教諭及び学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置と 資質の向上	18
○	地域、民間団体等による学校への支援	18
○	障害のある子どもの読書活動の推進	19
4	県民総ぐるみで子どもの読書活動の推進	19
(1)	山口県子ども読書支援センターにおける子どもの読書活動の推進	19
○	家庭における取組への支援	19
○	地域における取組への支援	19
○	学校や幼稚園・保育所等における取組への支援	20
○	民間団体に対する支援	20
○	支援機能の充実	20
(2)	社会的気運の醸成	21
○	子ども読書の日等への取組	21
○	特色ある取組の奨励	21
5	努力目標の設定	22
第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項		23
1	推進体制	23
(1)	県の推進体制	23
(2)	市町の推進体制	23
(3)	民間団体との連携・協力	23
2	財政上の措置	23
【資料編】		
1	山口県の子どもを取り巻く読書環境の状況	26
2	子どもの読書活動の推進に関する法律	36
3	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	38
4	山口県子ども読書活動推進協議会の状況	52
5	推進計画関係部課	52

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、そのための環境の整備を社会全体で積極的に推進していくことは極めて重要です。

国では、社会全体で子どもの読書活動を推進していくため、平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表しました。

県では、平成16年10月に「山口県子ども読書活動推進計画（第1次計画）」（平成16年度～19年度）を、平成21年3月に「山口県子ども読書活動推進計画（第2次計画）」（平成21年度～24年度）を策定し、子どもの読書活動推進のための方策を示し、施策を実施してきました。

本県のこれまでの取組・成果と課題を踏まえるとともに、国の新しい基本計画を参酌の上、子どもの読書活動をより一層推進するため、今後5年間の山口県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す第3次計画を策定することにしました。

また、この計画は、今後、市町が、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づいて、各市町における子どもの読書活動の推進の進捗状況を踏まえ、各市町の子どもの読書活動推進計画を策定する際の基本となるものです。

2 計画の期間

本計画は、国の新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、「山口県教育振興基本計画」（平成25年度～29年度）とも整合を図り、平成29年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 第2次計画期間における主な取組状況

1 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第2次計画の策定からおおむね5年が経過し、子どもの読書活動を取り巻く情勢は変化していますが、そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として次のようなものがあります。

(1) 図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が改正されました。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することが追加されたこと、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定が整備されたこと、司書及び司書補の資格要件の見直しが行われたこと、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定が整備されたこと等です。なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）が改正されました。

(2) 新学習指導要領の全面实施

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、生きる力を育むことをめざし、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視しています。

このため、学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することが定められています。また、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることが定められています。

(3) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があります。例えば、平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場しました。その後も電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要があります。

さらに、平成24年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信を行うことができるようになりました。

2 第2次計画期間における取組・成果と課題

山口県では、第2次計画に基づき、これまでの4年間、家庭、地域、学校と連携・協力しながら、子どもの読書活動の推進のための取組を実施してきました。

第3次計画の策定に当たっては、第2次計画策定後の取組・成果と課題を検証することが重要です。そこで、第2次計画における家庭、地域、学校におけるそれぞれの主な取組・成果や課題を示します。

(1) 家庭における取組・成果と課題

【取組・成果】

○子ども読書行事等への参加

- ・ 県内各地の公立図書館では、おはなし会などの子ども向け行事を年間1,800回近く開催し、読書の重要性や楽しみについての理解の促進や親子で読書に親しむ機会の提供に努めており、2万7千人以上の参加者があります。また、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）における読書イベントの開催等を通じて社会的な気運の醸成に努めています。
- ・ 山口県子ども読書支援センター*（以下、「子ども読書支援センター」という）では、毎月、ちらしやホームページによる「子ども読書支援センターニュース」の提供やメールマガジン「本はともだち～山口県子ども読書支援センターニュース～」の配信により、新刊児童書の案内や県内の子ども読書イベントを紹介する等、家庭への情報の提供に努めています。また、市町立図書館においても、ホームページが開設され、インターネット等を活用した情報発信も行われています。

○ブックスタート*による読み聞かせ等の実践

- ・ 家庭での読書活動推進のためには幼児期からの絵本の読み聞かせ等、親子で読書を行うことが大変重要です。本県では乳幼児検診などの機会を利用して、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡すブックスタートなどの取組が県内16市町で実施されており、読書に親しむきっかけづくりとなっています。

※ 山口県子ども読書支援センター

「山口県子ども読書推進計画（第1次）」に基づき、県における子どもの読書活動を総合的に推進するため、家庭、地域、学校等における取組を支援する組織として平成16年に県立山口図書館内へ設置しました。

※ ブックスタート

市町村自治体が行う、0歳児検診などの機会に、赤ちゃんと保護者が絵本を介して、心ふれあう時間をもつきっかけとして、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。

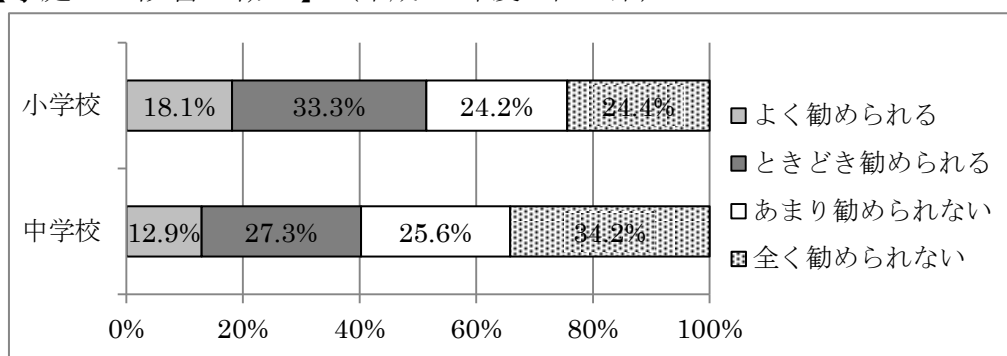
また、保護者向けリーフレット「夢をはぐくむ 家庭の元気」を作成・配付し、家庭教育に関する意識啓発・情報提供に取り組む中で、読み聞かせの大切さや家庭での読書習慣の定着を促しました。

【課題】

○保護者への意識啓発と家庭における読書の実践

- ・ 小学生のいる家庭の約5割、中学生のいる家庭の約6割で保護者から子どもに対する読書の勧めがあまり行われていません。幼い時期から読書習慣を身に付けるためには、保護者に対する意識啓発が重要であり、講座の開催や情報の提供等による理解の促進が課題となっています。
- ・ 家庭においては、保護者が子どもに読書を勧めるだけでなく、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書に親しむきっかけを工夫してつくることが重要であり、その実践が求められています。

【家庭での読書の勧め】（平成25年度・山口県）



(H25 山口県教育委員会調査)

○ブックスタートの実施方法の普及

- ・ ブックスタートなどの取組が実施されているものの、自治体によっては、保護者に対し、読み聞かせの方法や親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さが十分には伝えられていないことから、保護者への絵本の手渡し方についての工夫や普及が必要です。

(2) 地域における取組・成果と課題

【取組・成果】

○市町の読書環境の整備

- ・ 県内19市町のうち、13市で46館、4町で7館、あわせて17市町で53館の図書館が整備されています。

また、移動図書館の運行回数は、平成21年度1,268回から平成24年度1,527回に増加しており、図書館から遠い地域に住む子どもたちへ読書の機会が提供されています。

なお、県内の17市町中14市町で市町立図書館から公民館への図書館の団体貸出が実施されており、公民館図書室が、地域の身近な読書施設として機能するための連携が図られています。

○市町における子ども読書活動推進計画の策定

- ・ 県内の19市町のうち、18市町において、子ども読書活動推進計画が策定され、それぞれの地域において取組が推進されています。

○子ども読書支援センターの事業展開

- ・ 子ども読書支援センターは、県域の子ども読書活動の中核施設として、各種研修やおはなし会などの行事の開催のほか、各種問い合わせへの対応、市町立図書館や学校などへの図書館の団体貸出などを行ってきました。

また、市町立図書館や学校図書館関係の研修へ講師として出向く講師派遣の回数は、平成21年度11回から平成24年度31回まで増加しており、子どもの読書活動の拠点として、地域や学校へ専門性を生かした支援が積極的に行われています。

さらに、県立山口図書館と市町立図書館や大学図書館計54館の蔵書が検索可能なネットワークシステムの構築や巡回車の増便による相互貸借の利便性向上により、県内図書館間の連携を図っています。

【山口県子ども読書支援センター主催の主な事業の参加者数】(単位:人数)

	H21	H22	H23	H24	計
おはなし会	263	150	171	258	842
子ども読書指導者養成講座	240	84	272	237	833
学校図書館活用・実践講座	—	71	61	105	237
本と親しむ親子のつどい	25	42	180	173	420
新刊児童書研究会・閲覧会	482	—	54	57	593

(H22 ~ H25 県立山口図書館調査)

○障害のある子どもたちへの読書活動の充実

- ・ 平成24年3月に県立山口図書館内にマルチメディアデイジー*室を整備し、障害のある子どもたちなどが読書を楽しむことができるようサービスを開始しています。

【課題】

○市町の取組の促進

- ・ 公立図書館が未設置の自治体は、その解消に向けて、図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれます。設置が困難な自治体に対しては、子ども読書支援センターからその自治体の学校や公民館への図書の貸出を行う等の支援が必要となります。
- ・ 県内市町においては、18市町において「子ども読書活動推進計画」が策定されています。県では未策定自治体に対して計画の策定を促すとともに、計画を策定する自治体に対して、必要な助言や支援を行う必要があります。

○公立図書館と学校図書館や幼稚園・保育所等との連携・協力

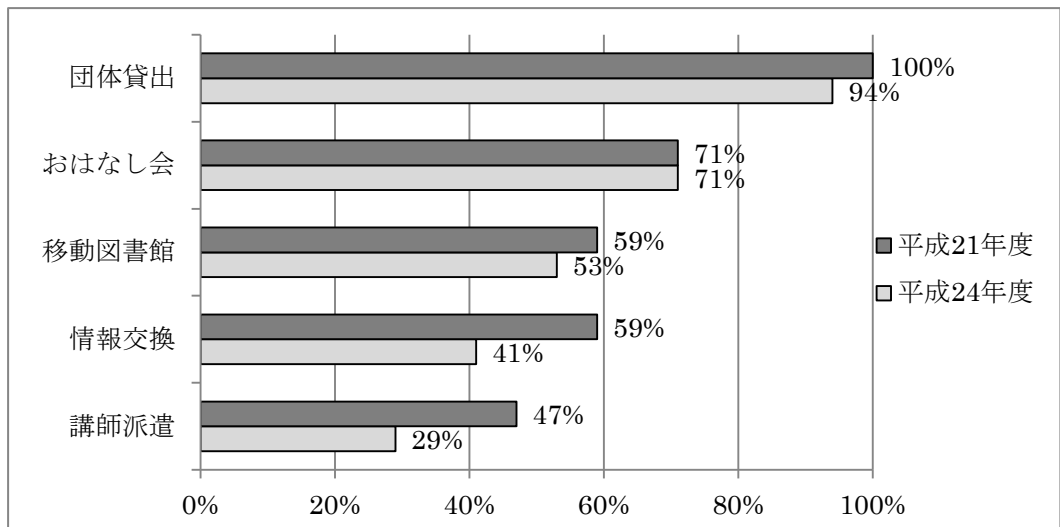
- ・ 学校図書館は、児童生徒にとって身近な図書館であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、児童生徒の主体的、意欲的な読書活動や学習活動を充実させるために、公立図書館と学校図書館が連携・協力することが重要です。平成24年度において、学校図書館や幼稚園・保育所、公民館・児童館への団体貸出は、多くの市町で実施されていますが、移動図書館の乗り入れや情報交換等は十分ではなく、さらなる連携の強化が求められています。

特に、幼稚園・保育所については、出張おはなし会を実施している市町は少なく（公立図書館を設置している県内17市町のうち4市町）、講師派遣は実施されていない等、連携が不十分なため、市町の幼稚園・保育所の所管課と定期的な情報交換の場を設けることにより、課題を共有しながら、幼稚園・保育所の読書活動の充実のための支援を行う必要があります。

※ マルチメディアデイジー

視覚障害や学習障害などで読むことが困難な方のための、パソコン等により文字・音声・画像を同時に再生できる図書（マルチメディアデイジー図書）の国際規格（「デイジー（DAISY）」は Digital Accessible Information System（誰もが使いやすい情報システム）の略）

【市町立図書館による学校図書館へのサービスの状況】（山口県）



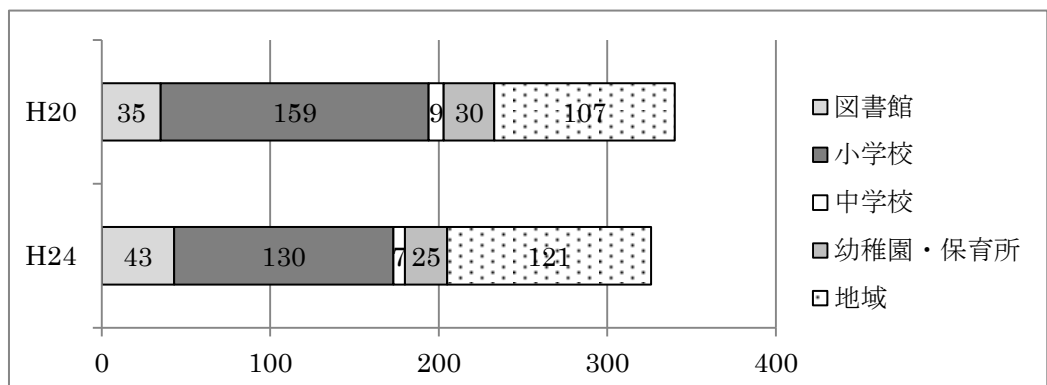
(H21、H24 県立山口図書館調査)

○公立図書館と民間読書ボランティアとの連携・協力

- ・ 民間読書ボランティアは、公立図書館や学校図書館等で活動し、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。平成24年度、県内の市町立図書館から民間読書ボランティア団体に対する団体貸出は82%、研修会の実施は24%、情報交換の場の提供は24%の公立図書館を設置している市町で実施されている状況です。公立図書館は、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修を実施することが求められています。

【民間読書ボランティア団体の主な活動場所】（山口県）

(単位：団体数)



(H20、H24 県立山口図書館調査)

(3) 学校における取組・成果と課題

【取組・成果】

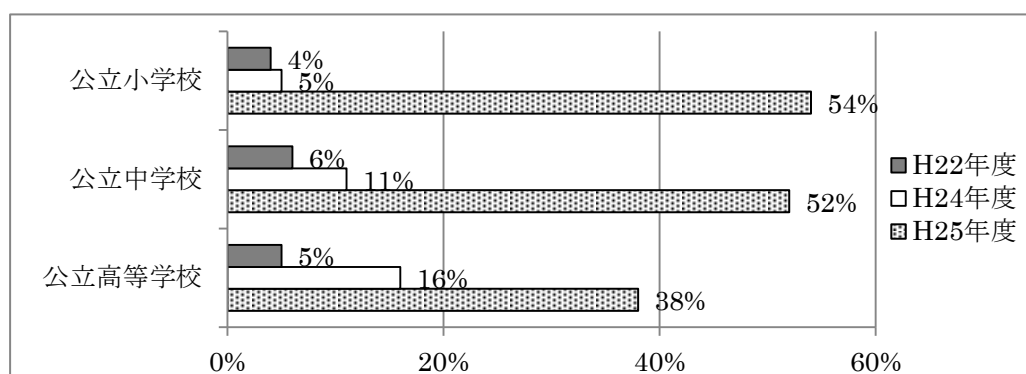
○一斉読書活動の広がり

- ・ 児童、生徒の読書習慣の確立のため、学校においては朝の読書活動等の一斉読書活動に取り組んでいます。平成24年度において、一斉読書活動に取り組んでいる県内の学校の割合は、小学校で97%、中学校で90%に達しています。高等学校においては42%ですが、平成20年度と比べると12%増加しています。

○11学級以下の学校における司書教諭[※]の配置

- ・ 学校図書館法で司書教諭の配置が義務づけられている12学級以上の学校については、司書教諭を全校に配置していますが、11学級以下の学校についても、司書教諭有資格者の配置を進めた結果、平成25年度において、小学校で54%、中学校で52%、高校で38%に増加しました。

【11学級以下の学校における司書教諭の発令状況】（山口県）



(H22、H24 文部科学省調査、H25 山口県教育委員会調査)

○学校図書資料のデータベース化[※]

- ・ 平成24年度において、県内の小学校の62%、中学校の63%、高等学校の90%で学校図書館のデータベース化に取り組んでいます。データベースを活用した図書の紹介や貸出等、利用しやすい環境を整えていくことが求められています。

※ 司書教諭

学校図書館法に規定された司書教諭の資格を持つ教諭で、学校図書館の専門的職務を担当し、学校図書館の活用や読書指導について校内における中心的な役割を担います。

※ 学校図書資料のデータベース化

バーコード等を貼り付けた書籍のローカルデータと書誌データを一致させ電算処理可能にすること。

【課題】

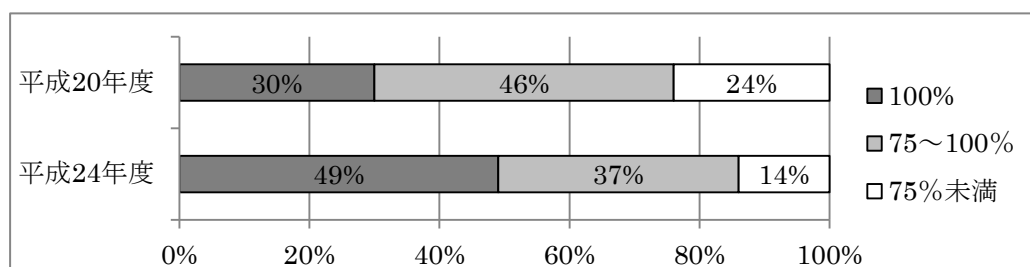
○学校段階が進むに従って、読書離れの傾向

- ・平成25年6月現在、不読率^{*}は、小学生5.3%、中学生16.9%、高校生45.0%と、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあります。中学生・高校生の世代に対して、読書活動を促す取組を進めるとともに、中学生・高校生の世代が、自主的に読書活動を行うためには、乳幼児期からの読書活動の継続とそれに伴う読書習慣の定着が必要です。

○学校図書館の図書資料の整備

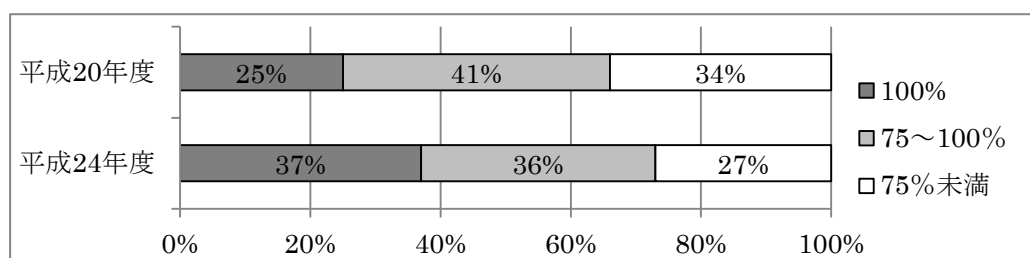
- ・学校図書館図書標準^{*}に定められた蔵書数を100%整備している学校の割合は、小学校で49%、中学校で37%と平成20年度から増加していますが、ともに全国平均を下回っています。情報が古くなった図書等の廃棄、更新を行いつつ、計画的な図書購入による図書資料の整備・充実が求められています。

【公立小学校の学校図書館図書標準の達成状況】（山口県）



(H20、H24 文部科学省調査)

【公立中学校の学校図書館図書標準の達成状況】（山口県）



(H20、H24 文部科学省調査)

※ 不読率

全国学校図書館協議会と毎日新聞が合同で実施した「第59回学校読書調査」において、1か月に1冊も本（教科書、参考書、マンガ、雑誌等を除く）を読まなかった人の割合。県別のデータがないため、全国のデータを使用。

※ 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの。調査年の前年度末時点において調査。

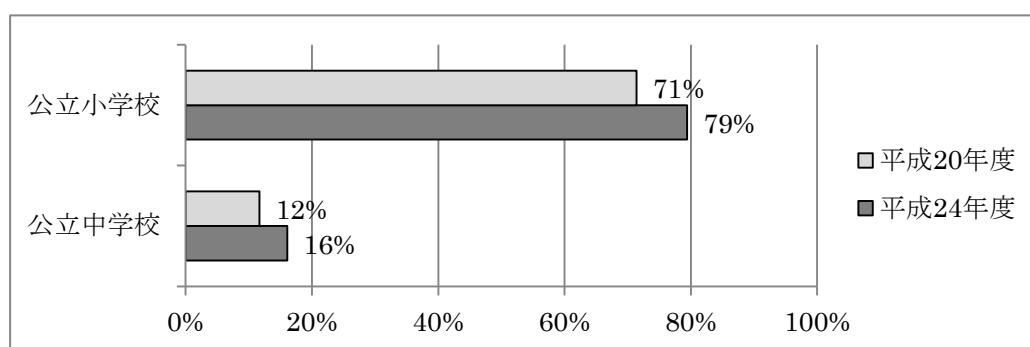
○学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）※の配置

- ・ 児童、生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）が必要とされており、平成24年度、小学校では34%、中学校では32%の県内の学校で配置されています。また、高等学校においては、学校図書館担当職員を兼務する事務職員を全校に配置しています。

○読書ボランティアと連携した読書活動の推進

- ・ 読書ボランティアと連携する学校の割合は、平成24年度において、小学校では79%、中学校では16%です。子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要であり、学校は、子どもの読書活動の促進のため、読書ボランティアと積極的に連携・協力することが求められています。

【読書ボランティアと連携している学校の割合】（山口県）



(H20、H24 文部科学省調査)

※ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）
学校図書館の業務を担当する職員。

第3章 子どもの読書活動推進に関する基本方針

山口県教育振興基本計画の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となるものです。

また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、積極的にそのための環境づくりに努める必要があります。

このことから、次の方針のもと、県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動を推進します。

1 県民総ぐるみによる読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要です。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められます。このような観点から、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、「地域協育ネット」*の仕組みも生かしながら、必要な体制の整備に努めます。

また、子どもにとって身近な大人が、読書活動に理解と関心をもつよう、気運の醸成に努めます。

2 読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には、公立図書館の設置や子ども読書活動推進計画の策定状況等、地域間格差が見られます。また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境づくりに努めることが必要です。あわせて、子どもが読書に関心をもつような本を身近に整えることが重要です。このような観点から、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

※ 地域協育ネット

幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための、概ね中学校区をひとまとまりとした仕組み。公民館や学校運営協議会などを推進母体として、幼稚園や保育所、学校と関係組織、支援団体等が連携した取組を行う。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要です。また、就寝前に絵本の読み聞かせをするなど読書の時間を設けることにより家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

これらのことから、保護者等に対し、読書活動への理解を促すとともに、情報提供を行い、家庭での読書活動の実践を促進します。

【施策の方向】

○読書活動への理解促進・情報提供

- ・ 親子を対象としたイベントや家庭教育に関する講座などさまざまな機会を捉えて、読書活動の重要性を啓発します。
- ・ 公立図書館において、子どもの発達の段階に応じた本の紹介やおはなし会など家庭における読書活動に資する情報をホームページやメールマガジンの配信などにより提供します。
- ・ 乳幼児検診等の場を活用したブックスタートなどの取組が現在16市町で実施されていますが、図書館、保健センター等の関係機関が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法を説明しながら保護者に絵本を手渡すなどの親子での読書活動へつながる実施方法についても普及促進します。
- ・ 公立図書館において、図書館や書店が近くにない子どもと保護者に対し、本の展示・貸出や読み聞かせなど、本と出会い、読書に親しむ機会が提供されるよう促します。

○家庭での読書活動の実践

- ・ 「『食事、運動・遊び、読書』 90日元気手帳」※を活用し、小学生の読書習慣の定着を図ります。
- ・ 「家庭の元気応援キャンペーン」や「家庭の日」※（毎月第3日曜日）を活用し、家庭での読書を奨励し、子どもが読書の喜びを感じ、読書習慣を身に付けることができる取組を促します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 公立図書館における推進

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場です。また、保護者にとっては、子どもと一緒に楽しむ本を選び、子どもの読書について司書等に相談することができる場所でもあり、地域における子どもの読書活動の拠点施設としての役割が期待されています。

このため、公立図書館においては、図書資料の充実や学校、幼稚園・保育所、児童館や公民館、民間読書ボランティア団体等に対する支援などの取組の充実を図ります。

【施策の方向】

○読書に親しむ機会の提供

- ・ 「おはなし会」の定期的な開催、「子ども読書の日」（4月23日）や「文字・活字文化の日」（10月27日）の読書週間中に親子参加のイベントの開催等により、読書に親しむ機会を提供します。
- ・ 図書館から遠距離に居住する子どもの読書活動の推進のため、車で巡回する移動図書館の利便性の向上や学校図書館、公民館図書室との連携を促進します。

※ 『食事、運動・遊び、読書』 90日元気手帳

児童が主体性をもって「食事」「運動・遊び」「読書」に取り組むことにより、生活習慣の形成・定着を図る90日間の実践記録手帳。平成25年度に山口県教委が作成し、県内の小学校や特別支援学校の児童に配付した。

※ 家庭の日

山口県では、平成19年10月に制定した子育て文化創造条例で「県民は毎月第3日曜日を標準として概ね毎月1回以上、一定の日を定めて、家族が果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族のきずなを深めるための取組をするよう努めるものとする。」と定めています。

- ・ 現在18市町で「子ども読書活動推進計画」が策定されていますが、未策定の自治体に対しては、その策定を促します。

○図書資料の充実

- ・ 子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書資料があることが重要です。公立図書館の図書資料の整備については、国による財源措置がされていますが、各自治体が児童図書の計画的な整備を図っていくよう促します。
- ・ 山口県内図書館横断検索システムを活用し、県内の公立図書館や大学図書館との連携により資料提供の充実を図るよう促します。
- ・ 障害のある子どもたちが豊かな読書活動を実施できるよう、マルチメディアデージー図書、さわる絵本、布の絵本、大活字本、字幕入り映像資料、声の図書等の資料の収集を促します。
- ・ 地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集にも努めるよう促します。

○司書の配置と資質の向上

- ・ 子どもの読書活動を支える児童サービス担当者の役割が重要であることから、司書の適切な配置を促します。
- ・ 研修等を通じて司書の資質向上を図り、子ども読書活動の充実に取り組むよう促します。

○学校、幼稚園・保育所、関係機関等に対する支援

- ・ 図書の団体貸出、移動図書館の乗り入れ等を通じて、学校や幼稚園・保育所、児童館や公民館での読書活動への支援を促します。
- ・ 教育委員会や学校、幼稚園・保育所の所管課、児童館や公民館等と定期的に情報交換の場を設け、相互の連携・協力を進めるよう促します。

○民間団体に対する支援

- ・ 民間読書ボランティア団体等との連携強化のため、公立図書館では民間読書ボランティア団体と定期的に情報交換を実施するとともに、子どもの読書に関する研修の機会を提供するよう促します。
- ・ 民間読書ボランティア団体等とのネットワークにより、地域の読書活動に協働して取り組む体制づくりを促します。

○運営の状況に関する評価等の実施

- ・ 図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供します。目標の設定に際しては、図書館サービスその他図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう促します。

(2) 児童館や公民館等における推進

児童館は、子どもに健全な遊びの機会を提供し、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とした施設です。

また、公民館は、住民に身近な社会教育施設として、子どもの読書活動の推進に当たってもその役割が期待されています。さらに、子育てサークル、放課後子ども教室※、放課後児童クラブ※等において、子ども読書の活動が広がりつつあります。

このため、地域に身近な施設や、子育て支援団体での取組を促します。

【施策の方向】

○読み聞かせ等の読書活動の充実

- ・ 民間読書ボランティア団体等と連携した読み聞かせや、おはなし会などの活動を促進していきます。
- ・ 児童館や公民館等の図書コーナーへの児童図書の整備を促します。

○子育てサークル等の取組の促進

- ・ ブックリストやイベント等の情報提供や子ども読書ボランティア団体との連携により、子育てサークル、放課後子ども教室、放課後児童クラブにおいて、読み聞かせ等の読書活動が推進されるよう促します。

※ 放課後子ども教室

放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習などの取組を実施するもの。

※ 放課後児童クラブ

保護者が就業などで昼間家庭にいない低学年児童などに、安心な遊びや生活の場を設け、児童の健全な育成を図るもの。

- ・ 子育て支援拠点などの地域に開放された施設では、未就園児やその保護者等に対して図書の貸出や読書に関する情報提供が行われたり、読み聞かせなどの読書活動が実施されるよう促します。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園や保育所等における推進

幼稚園教育要領や保育所保育指針では「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」という内容が示されています。

また、子どもの読書習慣の形成には、乳幼児期における絵本や物語に親しむ活動の充実とそのための環境整備が非常に重要です。

このため、幼児期から本とふれあうきっかけづくりなどの取組の充実を図ります。

なお、平成24年8月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）の一部を改正する法律が成立したことにより、平成27年度以降、新たに幼児期の学校教育・保育を行う施設として位置付けられた幼保連携型認定こども園においても、現行の認定こども園を含む幼稚園・保育所と同様に幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することを促します。

【施策の方向】

○本とふれあうきっかけづくり

- ・ 読み聞かせ等を通じて、子どもが読書の楽しさと出会うきっかけづくりを促進します。
- ・ 発達の段階や障害のある子どもの状況などに応じた図書の充実を図るとともに、子どもたちが落ちついて図書に触れることができるようなスペースが確保されるよう促します。
- ・ 参観日等の行事を捉え、保護者に対し、絵本の読み聞かせなどを通じて、一緒に読書を楽しむことの重要性や読み聞かせの方法などを普及するよう促します。

○職員の資質の向上

- ・ 幼稚園や保育所等で直接子どもと接する教員や保育士に対する意識の啓発や、読み聞かせ等の技能を高めるための研修を実施します。

(2) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における推進

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。「学校教育法」(昭和22年法律第26号)においても、義務教育として行われる普通教育の目標の1つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第21条第5号)が規定されています。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められています。

また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められています。

このように、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められます。

このため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、司書教諭のみならず全ての教職員の連携の下で、読書指導の充実や学校図書館の充実を促進します。

【施策の方向】

○読書指導の充実

- ・ 朝の読書活動等の一斉読書活動を引き続き奨励するとともに、内容の充実を促します。
- ・ 各教科、総合的な学習の時間等において、学校図書館や公立図書館を利用して、言語に関する能力の育成や情報活用能力を向上させる取組を奨励し、主体的、意欲的な読書活動や学習活動の充実を促します。
- ・ 小中学校において主体的な読書活動を進めるため、「読書記録」や互いに図書を紹介する「本のお勧めカード」等の読書活動を奨励します。また、高校においても、生徒同士の読書会やブックトーク※、書評合戦(ビブリオバトル)※などの主体的な読書活動を推進します。

※ ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の紹介をすること。

※ 書評合戦(ビブリオバトル)

1人5分で本を紹介し、最後に参加者の投票で1番読みたくなった本を選ぶ。

- ・ 小学校における読書習慣の定着のため、「『食事、運動・遊び、読書』90日元気手帳」を活用します。

○学校図書館の整備・充実

- ・ 国の新たな「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、図書資料の整備・充実が図られるよう促します。また、新聞を活用した学習を行うために新聞配備についても促します。公立高等学校等においても、学校図書館機能の充実をめざして、計画的な図書資料の整備・充実に努めます。
- ・ 読書・学習スペースの確保などの学校図書館施設の整備等を通じて児童、生徒が利用しやすい学校図書館の環境づくりを促進します。
- ・ 団体貸出の活用等、公立図書館と連携することにより、図書資料等の整備・充実を促します。

○司書教諭及び学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置と資質の向上

- ・ 司書教諭有資格者の配置の拡大に向け、引き続き有資格者の育成に努め、11学級以下の学校における配置を促進するとともに、教職員の協力体制の確立を促します。
- ・ 公立小・中学校においては、学校図書館の活性化を図り、児童、生徒の読書活動を適切に支援するため、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置を促します。
- ・ 公立高等学校等においては、学校図書館担当職員を兼務する事務職員について、開館時間等に学校図書館担当職員としての業務に従事できるよう体制整備に努めるとともに、国の動向等を踏まえながら、業務のあり方等についても検討します。
- ・ 児童、生徒にとって親しみやすく利用しやすい学校図書館づくりを一層推進するため、司書教諭、学校図書館担当職員のための研修を継続して実施し、専門性や資質の向上を図ります。

○地域、民間団体等による学校への支援

- ・ 司書教諭研修会等において、読書ボランティアを活用した実践例を紹介するなど、読書ボランティア等の地域の人材が学校における読書活動を支援する取組を推進します。

○障害のある子どもの読書活動の推進

- ・ 障害のある子どもたちの読書活動推進のため、障害の状態等に応じた選書、タブレット型情報端末やマルチメディアデージー図書等の活用、読書ボランティアによる読書活動支援の取組を奨励します。
- ・ 視覚障害教育情報ネットワークの活用等により、学校等で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を推進します。

4 県民総ぐるみで子どもの読書活動の推進

(1) 山口県子ども読書支援センターにおける子どもの読書活動の推進

子ども読書支援センターは、県内の子ども読書活動の推進拠点として、高い専門性を活かして、地域の公立図書館のみならず、家庭、学校、民間読書ボランティア団体等に対する支援を充実し、全県的な推進を図ります。

【施策の方向】

○家庭における取組への支援

- ・ 新刊児童書の案内や子ども読書のイベント情報等を盛り込んだメールマガジン「本はともだち～山口県子ども読書支援センターニュース～」を配信します。

○地域における取組への支援

- ・ 市町における子どもの読書活動を支援するため、「子ども読書活動推進計画」策定のための助言を行います。
- ・ 市町立図書館や公立図書館未設置自治体の公民館等への子どもの図書の貸出を行います。
- ・ 公立図書館職員、児童館や公民館職員、民間読書ボランティア等を対象に、読み聞かせやストーリーテリング※、本の選択等の技術向上をめざす研修を実施します。
- ・ 専門知識を活かしたレファレンスサービス※やホームページにおける「子どもの読書支援」のページを充実させ、司書や読書活動に興味のある人の調査・研究活動を支援します。

※ ストーリーテリング
物語を覚えた上で、絵や文字を見せずに語って聞かせること。

※ レファレンスサービス
図書館利用者が求める資料や情報に対して、図書館職員が当該資料や情報を提供または提示すること。またそれに関わる業務のこと。

○学校や幼稚園・保育所等における取組への支援

- ・ 専門知識を活かしたレファレンスサービスや図書の団体貸出を実施します。
- ・ 司書教諭等学校図書館関係者の資質向上につながる研修を実施します。また、学校図書館や幼稚園・保育所関係の研修会への講師派遣により、子どもの読書活動に関わる人材の育成に努めます。
- ・ メールマガジン「本はともだち～山口県子ども読書支援センターニュース～」を学校へ配信することにより新刊図書情報等を提供します。
- ・ ホームページにおける「テーマ別資料リスト」の充実により、調べ方学習を支援します。

○民間団体に対する支援

- ・ 子ども読書指導者養成のための講座を開催し、読書ボランティアを育成し、その活用を図ります。
- ・ 民間読書ボランティア団体との連携を深め、ネットワーク化を進めるとともに、団体相互の連携強化を図ります。

○支援機能の充実

- ・ 子どもの読書活動推進の中核的組織として必要な図書の整備や体制の充実に努めます。
- ・ 市町立図書館や民間読書ボランティア団体等へ子どもの読書活動に関する知識・技術等を身に付けた人材の紹介や講師を派遣することにより、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会等の読書活動や講座の開催を支援します。
- ・ 児童図書や子ども読書関連資料等を幅広く収集し、県内市町立図書館職員、司書教諭、学校図書館担当職員、民間読書ボランティア等が図書を手にとって選定できるようにします。

(2) 社会的気運の醸成

子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努めます。

【施策の方向】

○子ども読書の日等への取組

- ・ 「子ども読書の日」（4月23日）や「文字・活字文化の日」（10月27日）等に公立図書館等において、その趣旨にふさわしい「おはなし会」や「子ども読書フォーラム」等の催しを開催し、普及啓発に努めます。
- ・ 「家庭の日」に公立図書館等において、親子で参加できる「おはなし会」等のイベントを開催するなど、「家庭の日」と連動した取組を推進します。

○特色ある取組の奨励

- ・ 子どもの読書活動に関し、特色ある取組を実施している民間団体を表彰することにより、その取組の奨励を図ります。
- ・ 子ども読書支援センターのホームページにおいて、公立図書館、学校図書館、民間読書ボランティア団体等の特色ある活動や実践事例を紹介します。

5 努力目標の設定

本計画の策定のあたり、以下の努力目標を設定し、子どもの読書活動を推進するとともに、その達成状況に関し点検及び評価を行う。

努力目標	現状値	目標
(1) 読書が好きと感じている児童生徒の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	小学校 72.3% 中学校 73.2% (H25)	増加させる
(2) 学校以外で月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 (山口県教育委員会「山口県子ども元気調査」)	小学校 22.5% 中学校 10.6% (H25)	減少させる
(3) 公立図書館における子ども向け行事開催回数 (県立山口図書館調査)	1,796回 (H24)	増加させる
(4) 一斉読書活動の取組状況 (文部科学省「学校図書館に関する現状調査」)	小学校 97.2% 中学校 89.7% 高等学校 42.1% (H24)	増加させる
(5) 読書ボランティアと連携して読書活動をしている学校の割合 (文部科学省「学校図書館に関する現状調査」)	小学校 79.4% 中学校 16.1% (H24)	増加させる

第5章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

1 推進体制

(1) 県の推進体制

○山口県子ども読書活動推進協議会の設置

家庭、公立図書館、民間読書ボランティア団体、学校関係者等から構成する「山口県子ども読書活動推進協議会」を定期的に開催し、計画の進捗状況を検証するとともに、子どもの読書に関わる人たちの連携・協力のあり方についての協議や情報交換を行いながら、施策の効率的な推進に努めます。

○子ども読書支援センターによる推進

「山口県子ども読書支援センター」を本県の子どもの読書活動を推進する中核的組織として、家庭、地域、学校等関係機関への支援や連携の強化を図ります。

(2) 市町の推進体制

○市町子ども読書活動推進計画の策定・推進

子どもの読書活動においては、市町の果たす役割が重要であることから、市町に対し「子ども読書活動推進計画」の策定と着実な推進を促します。

○市町立図書館による推進

市町立図書館が、地域の子どもの読書活動の中心施設として、家庭、地域学校等への支援を行うとともに、ネットワークを構築するよう促します。

(3) 民間団体との連携・協力

○ 県内で活動している民間読書ボランティア団体等の主体的な活動を促進するとともに、ネットワーク化を図り、相互に連携・協働して取組を進めます。

2 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。